

7・2 船員労務関連

7・2・1 船員の働き方改革

船員の働き方改革については、交通政策審議会海事分科会船員部会における約2年間にわたる議論を経て、2020年9月に船員の健康確保、労働環境改善に資する具体的な制度設計に向けたとりまとめが行われ、船員法および船員職業安定法が改正されることとなった。主な改定内容は、労務管理者の選任と労働時間の範囲の見直しで、これらにより雇用・派遣を問わず船員に関し労務管理者のもとでの適正な労働時間管理を実現していくこととなる。